

3-4 ワーク・ライフ・バランスの推進

施策
事業

- 男女共同参画意識の啓発
- 仕事と生活の調和に対する意識の啓発

3-5 配慮が必要な子育て家庭への支援

施策
事業

- 地域における相談支援体制の実施
- 養育支援訪問の実施
- 子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施
- ひとり親家庭への就労支援
- 年末年始ホームステイ事業の実施
- 子育て世帯訪問支援事業の実施
- ひとり親家庭及び低所得子育て世帯のこどもの学習支援の場の情報発信
- 生活困窮世帯のこども・若者への支援

量の見込みと確保方策

就学前児童への教育・保育事業については、こどもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分に認定してサービスを提供します。

◆教育・保育事業の量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定（3～5歳児／認定こども園の幼稚園機能を利用）						
	量の見込み（人）	40	45	48	48	44
	確保方策（人）	49	49	49	49	49
2号認定（3～5歳児／認定こども園を利用）						
	量の見込み（人）	103	116	123	121	111
	確保方策（人）	132	132	132	132	132
3号認定（0～2歳／認定こども園を利用）						
0歳	量の見込み（人）	15	14	14	13	12
	確保方策（人）	15	15	15	15	15
1歳	量の見込み（人）	31	24	24	23	22
	確保方策（人）	26	26	26	26	26
2歳	量の見込み（人）	40	38	30	29	28
	確保方策（人）	33	33	33	33	33

※「量の見込み（推計値）」とは、人口推計及びこれまでの利用実績等を踏まえ、今後必要となる利用人数等（=どのくらいの需要があるか）を見込むこと。

※「確保方策」とは、「量の見込み（推計値）」に対して提供体制（=どのくらい受け皿があるか）を示すこと。

かみごおり こども・若者 まんなかプラン（概要版）

発行：上郡町
編集：上郡町健康福祉課 子育て支援係

住所：〒678-1292 兵庫県赤穂郡上郡町大持 278 番地
TEL：0791-52-1114 FAX：0791-52-6015
発行年月：令和7年3月



かみごおり

こども・若者 まんなかプラン

概要版

計画策定の背景と趣旨

令和5年4月1日に「こども基本法」が施行され、同日、こども家庭庁が発足しました。そして、令和5年12月、こども施策の基本的な方針を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

国の動向にあわせた本計画を策定することにより、本町の全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）の実現に向けた取組を推進するため、本計画を策定しました。

本計画に含まれる計画

- ① 子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」
- ③ 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」
- ④ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画」

を一体的に策定しています。

計画の対象と期間

- 主に0歳から30歳未満（施策により40歳未満まで）のこども・若者を対象とします。
- 計画期間は、令和7年度～令和11年度の5年間とします。

計画の基本理念

本町の全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を推進するために、本計画の基本理念を次のとおり定めます。



こども・若者が幸せを実感しながら
健やかに育つまち



施策の展開

基本目標 1 こども・若者の最善の利益を守る環境づくりの推進

1-1 こども・若者の権利に関する理解の促進

- | | |
|------|--|
| 施策事業 | ●こども・若者の権利に関する周知・啓発
●児童生徒に対する人権啓発・学習の推進
●保護者に対する人権啓発・学習の推進 ●性の多様性についての理解促進 |
|------|--|

1-2 こども・若者の意見表明の保障

- | | |
|------|--|
| 施策事業 | ●こどもの意見表明権の保障と意見の反映
●こども・若者の意見表明の場づくり |
|------|--|

1-3 こども・若者の権利擁護

- | | |
|------|--|
| 施策事業 | ●思春期相談の体制づくり ●児童虐待の早期発見・早期対応及び予防啓発
●上郡町要保護児童対策地域協議会による児童虐待防止ネットワークの推進 |
|------|--|

基本目標 2 こども・若者の成長を支える環境の整備

2-1 就学前教育・保育の推進

- | | |
|------|---|
| 施策事業 | ●特色ある園づくり ●幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の推進
●教育・保育に携わる人材の確保と専門的知識・資質の向上
●認定こども園の預かり保育（幼稚園型）の実施
●延長保育の実施 ●病後児保育の実施 |
|------|---|

2-2 学校教育の推進

- | | |
|------|---|
| 施策事業 | ●地域と共にある学校づくり ●個性や創造性を伸ばす学校教育
●児童会や生徒会活動の活発化 ●道徳教育の推進 ●育児体験学習の実施
●社会体験学習の実施 ●就労体験学習の実施 ●世代間交流の推進
●個別最適な学びの推進 ●学校における働き方改革の推進 |
|------|---|

2-3 障がいのあるこどもへの支援

- | | |
|------|---|
| 施策事業 | ●障がいのあるこども・若者への理解促進 ●早期療育の実施
●療育相談の体制づくり ●障がいに対応できる体制の整備
●障がい児保育の推進
●インクルーシブ教育の推進 ●特別支援教育の推進
●切れ目のない相談・支援体制づくり ●障がい（児）福祉サービスの推進 |
|------|---|

2-4 生きづらさを抱えるこども・若者への支援

- | | |
|------|---|
| 施策事業 | ●引きこもり支援対策 ●不登校児童生徒対策
●ヤングケアラー対策 ●自殺予防対策 |
|------|---|

2-5 結婚と子育ての希望をかなえる支援

- | | |
|------|--|
| 施策事業 | ●結婚新生活の経済的支援 ●若者住宅取得奨励金の交付 ●出産祝金の支給
●出産・子育て応援給付金の支給（令和7年度から妊婦のための支援給付（仮称）として制度化される）●定住応援支援金の交付（子育て支援金）
●新築住宅に対する固定資産税の課税免除 ●三世帯同居等世帯支援補助金の交付 |
|------|--|

2-6 就労支援と生涯にわたる学びの提供

- | | |
|------|---|
| 施策事業 | ●地域若者サポートステーションによる支援 ●学び直しの機会提供
●生涯学習の推進 |
|------|---|

2-7 こども・若者の安全・安心の確保

- | | |
|------|---|
| 施策事業 | ●安全な通学路の確保 ●交通安全教育の実施 ●こども110番の家の設置
●防災教育の推進 ●思春期健康教育の実施 ●非行防止活動の推進
●情報モラル教育の推進 |
|------|---|

2-8 こども・若者の居場所づくり

- | | |
|------|---|
| 施策事業 | ●子育て学習センターの利用啓発 ●各地区公民館の利用啓発
●図書館機能の拡充による利用啓発
●こどもが安全・安心に遊べる公園の維持管理 |
|------|---|

基本目標 3 こども・若者を支える子育て当事者への支援

3-1 様々な経済的支援

- | | |
|------|--|
| 施策事業 | ●認定こども園における利用者負担額の減免 ●食育支援御祝記念品の配布
●就学援助制度の実施 ●児童手当の支給 ●児童扶養手当の支給
●障がいのあるこどもがいる世帯への各種手当の支給 ●医療費の助成 |
|------|--|

3-2 母子保健の推進

- | | |
|------|---|
| 施策事業 | ●こども家庭センターの周知、利用促進 ●子育てに関する情報の提供
●伴走型相談支援事業の実施 ●親子健康手帳（母子健康手帳）の交付
●産後ケア事業の実施 ●妊婦健康診査費補助事業の実施
●乳児家庭全戸訪問の実施 ●乳幼児健康診査の実施
●歯科保健事業の実施 ●栄養指導の実施 ●食育に関する啓発活動の実施
●予防接種の実施 ●救急医療体制の提供 |
|------|---|

3-3 地域子育て支援の環境整備

- | | |
|------|---|
| 施策事業 | ●一時預かりの実施（子育て学習センター）
●ファミリー・サポート・センター事業の実施
●放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の実施
●地域の子育て支援ボランティア活動の推進
●子育てに関する学習機会の提供 ●家庭教育に関する学習機会や情報の提供
●家族・親子の絆を深める機会の提供 ●地域子育て支援拠点の環境整備 |
|------|---|